

地域循環型エネルギーシステム構築について

令和4年1月

農林水産省

大臣官房環境バイオマス政策課

※要綱協議等が未了のため、記載内容については変更の可能性があります。

＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略に基づき、各地域の状況に応じて、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産・流通・消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出するとともに、取組の「見える化」など関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

＜政策目標＞

みどりの食料システム戦略に掲げた14のKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和32年度まで]

＜事業の内容＞

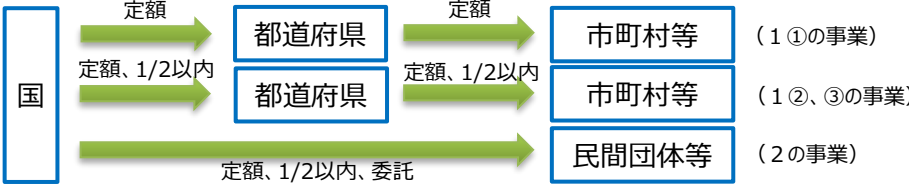
1. みどりの食料システム戦略推進交付金 591（－）百万円

- 地域の特色ある農林水産業や資源を生かした持続的な食料システムの構築を支援し、モデル的先進地区を創出します。
- ① 地方自治体、地域の生産者、事業者、大学・研究機関やシンクタンク等が連携して行うビジョン・計画策定に向けた調査・検討、有機農業指導員の育成・確保等を支援します。
 - ② 科学技術の振興に資する以下のモデル的取組を支援します。
 - ア 産地に適した環境にやさしい栽培技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換
 - イ 環境負荷軽減と収益性の向上を両立した施設園芸産地の育成
 - ウ スマート農業技術を活用した持続性の高い生産基盤の構築
 - エ 地域資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築
 - ③ 有機農業の団地化や学校給食等での利用等のモデル的取組やエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントの導入等を支援します。

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり 246（－）百万円

- フードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援します。
- ① 環境負荷軽減の取組の「見える化」や生産者と消費者をつなぐ仕組みの検討
 - ② 事業者と連携して行う有機農産物の需要喚起
 - ③ グリーンな栽培体系への転換に向けた技術の確立や普及啓発のセミナー開催
 - ④ 農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。**

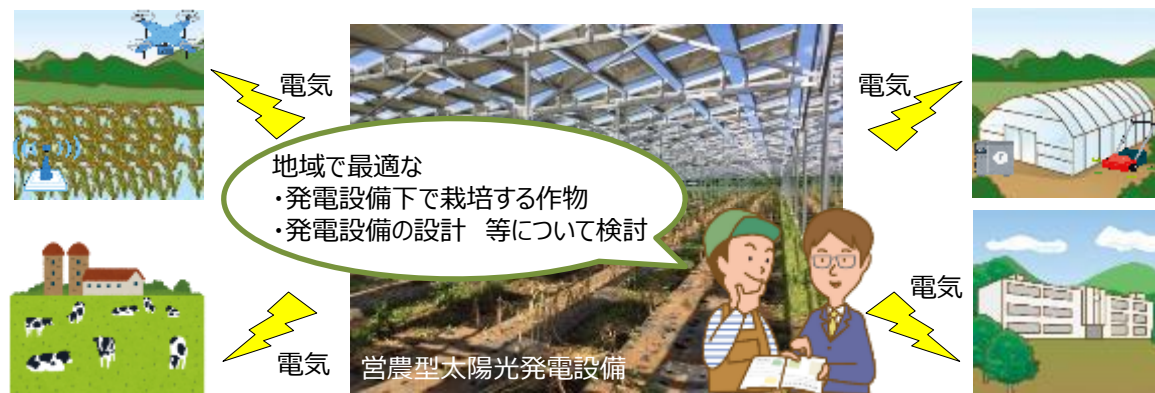
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域循環型エネルギーシステムの構築に向け、

- ① 営農型太陽光発電設備下においても収益性を確保可能な作物や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）や設置場所の検討を支援します。
- ② 検討の結果、最適化された営農型太陽光発電設備の導入実証を支援します。



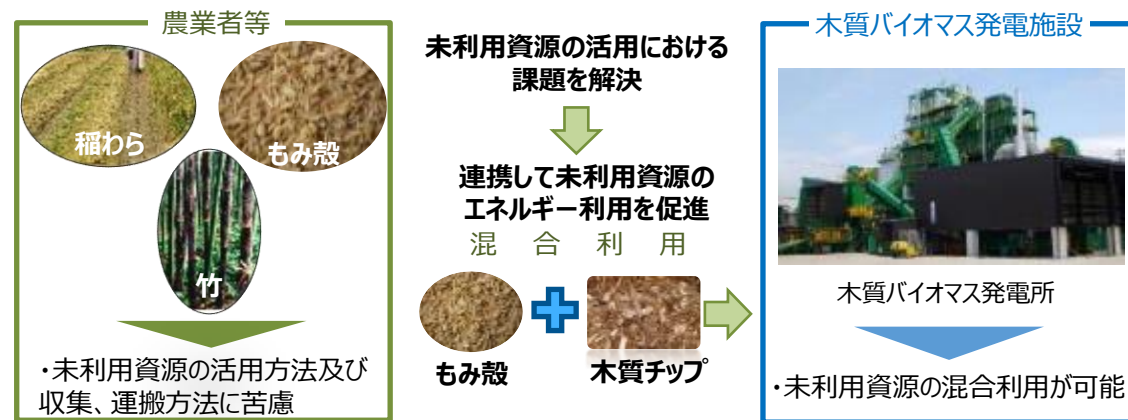
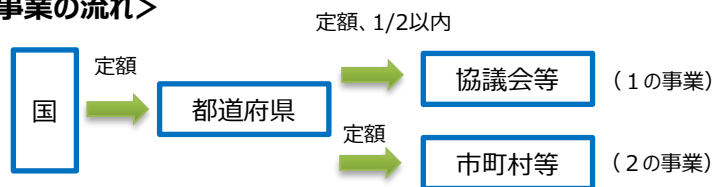
2. 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、

- ・ 既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査
- ・ 前処理工程に関する調査
- ・ 収集・運搬方法に関する事例収集、分析
- ・ 炉への影響に関する検証
- ・ 混合利用による効果の検証

等の取組を支援します。

<事業の流れ>



未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

営農型太陽光発電のモデル的取組支援

○事業の流れ○

①検討会（必須）

地域ごとの条件に適した発電設備下における作目や栽培体系、発電設備の遮光率や強度・設置場所、発電した電気を地域で利用するモデルの検討、事業の進捗管理及び事業成果のとりまとめ等を行うための推進会議を開催する。



②設備導入の実施（希望する場合）

①の検討の結果、最適化された発電設備を事業実施主体若しくは事業実施計画に定めた構成員において導入する。

なお、R4年度①のみを行い、R5年度②を希望していただくことも可能です。※

○対象経費

①検討会に有する経費

人件費、報償費（謝礼金）、旅費（普通旅費、特別旅費（調査旅費、委員旅費））、消耗品費（機械・備品に該当しない物品の購入費）、役務費（通信運搬費、筆耕翻訳料、雑役務費、印刷製本費）、使用料及び賃借料（会議用会場、物品等の使用料、借料及び損料）等

②太陽光発電設備一式（太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、交流集積箱、延長ケーブル）※

○対象にならない経費

市町村職員の人件費、太陽光発電設備一式以外の設備経費（蓄電池）、系統連系する場合の系統への接続費用等

補助率定額／※のみ補助率1/2

※R5年度での採択の際に優遇措置を行う予定ではありますが、予算状況等により必ずしも採択されるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

○事業実施主体

都道府県・市町村又は協議会

※一部変更
推進会議のみの場合は
民間団体等でも事業実施主体になる
ことができる

協議会の構成員

※必須構成員

地方公共団体

農業者

発電事業者

(1)農業委員会

(2)電気の供給先

(3)地域住民

(4)営農型太陽光
発電の知見を有す
るもの

(5)農業者の組
織する団体

実施主体が都道府県や市町村の場合であっても、事業終了時までには協議会を組織するようにしてください。

○配点基準

①協議会の構成員に、・農業委員会、・営農型太陽光発電の知見を有する者、・農業者の組織する団体、・電気の供給先、・近隣住民が含まれているか。

ア 協議会について(1)～(5)のすべての構成員が含まれる。(14点)

イ 協議会について(1)～(5)のうち3つの構成員が含まれる。(7点)

ウ 協議会について必須参加者しか含まれない。(3点)

②協議会の構成員のうち営農者について。

ア 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）の第3の2の（1）に掲げる者（「担い手」）に該当する場合（14点）

イ 上記担い手以外の農業従事者（7点）

○注意事項

・②設備導入において太陽光パネルに対しての補助が出ますので、固定価格買取制度（FIT）での売電はできません。協議会内での自家消費を計画してください。

・当事業にて、検討会のみを実施し、設備導入は他の補助事業等を活用していただいても構いません。